

～ 追悼 ～



岡村 泰孝 先生 追悼

財団法人国際民商事法センター初代理事長
元検事総長

平成 23 年 12 月 22 日、岡村泰孝先生が御逝去されました(享年 82)。岡村先生は、長年にわたり検事として活躍し、あるいは、法務省の要職を歴任し、平成 3 年 12 月には次長検事に任命され、東京高等検察庁検事長を経て、平成 4 年 5 月から 1 年 6 か月余りにわたって検事総長を務め、法務・検察において法秩序の維持に貢献されました。退官後には、弁護士として御活躍されながら、法務省特別顧問、法制審議会委員に就任したほか、平成 8 年 4 月から平成 17 年 5 月まで 9 年余りの長きにわたり財団法人国際民商事法センター初代理事長として、アジア諸国に対する日本の法整備支援の発展に尽力されました。

去る平成 24 年 1 月 21 日に青山葬儀所にて本葬が執り行われましたが、法務大臣と検事総長の御厚意により、本葬における弔辞を掲載するとともに、故人に対する追悼文を掲載いたしました。

謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

岡村先生御略歴

昭和 4 年 6 月 13 日	大阪に生まれる
昭和 28 年 3 月	京都大学卒業 その後、司法修習生 (7 期)
昭和 30 年 4 月	検事任官 大阪, 高知, 徳島, 静岡 (浜松支部), 水戸, 東京, 函館各地方検察庁, 司法研修所 (教官), 東京高等検察庁に配属
昭和 54 年 4 月	東京地方検察庁刑事部長 その後、特別捜査部長
昭和 56 年 12 月	那覇地方検察庁検事正 その後、最高検察庁検事, 公安調査庁次長, 法務大臣官房長, 法務省刑事局長及び法務事務次官を歴任
平成 2 年 6 月	次長検事 その後、東京高等検察庁検事長
平成 4 年 5 月	検事総長 (～平成 5 年 12 月)
平成 6 年 1 月	法務省特別顧問 (～平成 8 年 3 月)
平成 6 年 2 月	弁護士 (第一東京弁護士会所属)
平成 7 年 9 月	法制審議会委員 (～平成 11 年 8 月)
平成 8 年 4 月	財団理事長 (～平成 17 年 5 月)
平成 13 年 11 月	勲一等瑞宝章受章

追 悼

元検事総長 岡 村 泰 孝 先生

小川法務大臣弔辞

(平成 24 年 1 月 21 日葬儀にて)

元検事総長岡村泰孝先生の葬儀が執り行われるに当たり、謹んで哀悼の辞を申し述べます。

岡村先生は、昭和 27 年司法試験に合格され、検事に御任官後は、各地の地方検察庁の第一線で活躍され、さらに、那覇地方検察庁検事正、法務事務次官、次長検事、東京高等検察庁検事長等の要職を歴任された後、平成 4 年 5 月に検事総長に就任され、同 5 年 12 月に退官されました。

退官後は弁護士として活躍される一方、これらの豊富な法務検察での御経験を活かして、法務省特別顧問、法制審議会委員、財団法人国際民商事法センター理事長として、引き続き、法務行政に大きなお力添えをなされてこられました。

このような多年にわたる御業績により、平成 13 年 11 月に勲一等瑞宝章授与の榮に浴されましたが、その後も更に幅広い分野にわたって精力的に活動を続けられておりましたところ、去る 12 月 22 日、満 82 歳の生涯を終えられたのであります。

近年、国民の治安に対する関心は非常に高く、国民が安心して安全に暮らすことのできる社会を作り上げることは、法務・検察の大きな使命であります。

岡村先生は、38 年以上もの間、法務・検察の職務に携ってこられ、厳正公平・不偏不党の立場を堅持しつつ、法秩序の維持及び社会正義の実現に多大の貢献をなされました。また、先生は、検事総長在任中、中国の古典「大学」にある「苟（まこと）に日に新たに 日々に新たに また日に新たなり」という言葉を引用され、長年にわたり築き上げられた検察の良き伝統を継承しつつ、社会情勢の変化に即応してこれをさらに充実発展させ、国民の期待に応える検察を力強く推進すべきであるとの方針を示されました。さらに、検察が真相を解明し結論に至る過程において、人権に十分配慮しつつ、法と証拠に基づいて、事の是非を明らかにするとともに、罰すべきものは罰し、許すべきものは許すという基本理念の下、

血の通った検察権の行使が求められることを強調され、全国の検察を指導されました。

先生が長年にわたって示されてきたゆるぎない姿勢は、検察の使命を体現するものとして、国民の検察に対する信頼の確保に大いに寄与したのであります。

先生のこのような法務・検察に残された偉大なる御功績は、温容で誠実なお人柄とともに、永く後生に語り伝えられるものと確信しております。

永いお別れに際し、ここに先生の御遺徳を偲び、御功績を仰いで哀悼の意を表しますとともに、謹んで御冥福をお祈り申し上げ、私の弔辞といたします。

平成 24 年 1 月 21 日

法務大臣 小 川 敏 夫



追 悼

元検事総長 岡 村 泰 孝 先生

笠間検事総長弔辞

(平成 24 年 1 月 21 日葬儀にて)

元検事総長故岡村泰孝先生の御霊前に謹んで弔辞を捧げます。

先生は、昭和 4 年 6 月大阪で御出生、大阪高等学校を経て、同 28 年 3 月京都大学を御卒業されましたが、同大学在学中に司法試験第二次試験に合格されて同 30 年 4 月検事に任ぜられ、大阪、高知、水戸、東京地検等の検事として御活躍の後、東京地方検察庁刑事部長、同特別捜査部長、那覇地方検察庁検事正、最高検察庁検事、公安調査庁次長、法務大臣官房長、法務省刑事局長、法務事務次官、次長検事、東京高等検察庁検事長の要職を経て、平成 4 年 5 月検事総長に御就任になり、同 5 年 12 月御退官になりました。

先生は、これらの法務・検察の要職にあつて、高邁な御見識と豊富な御経験に基づき、終始、厳正公平・不偏不党の理念の下に検察の在るべき姿に意を用いられ、検察の果たすべき役割や適正な検察権の行使、あるいは検察体制の強化等に卓越した指導力を発揮されたほか、新たな時代の要請に対処するために必要な法改正等に積極的に対応されるなど法務行政の発展にも多大の貢献をされたのであります。

東京地方検察庁における特別捜査部検事、刑事部長、特別捜査部長等としての長きにわたる勤務の間には、いわゆる石油ヤミカルテル事件の捜査やロッキード事件の公判への対応を始めとして大規模汚職事件、重要経済事件の捜査・公判やその指揮指導に実力をいかんなく発揮されました。また、法務省における官房長、刑事局長、事務次官として勤務の間には、コンピューター関連犯罪等新たな課題に対処する必要等のための刑法等の一部改正の際、国会及び関係機関等との調整・折衝に精力的に対応され、地方組織の整理統廃合等の法務省における行政改革等を積極的に推進されるなど法務行政の発展向上に顕著な御功績を残されました。さらに、東京高等検察庁検事長御在任中は、いわゆる共和事件等の大規模汚

職事件や独占禁止法違反事件等の経済事犯について、更に検事総長御在任中は、衆目を集めたトリカブト殺人等事件、いわゆる東京佐川急便事件、元衆議院議員による巨額脱税事件、ゼネコン汚職事件等種々の特異重大事件について、それぞれ検察が国民の期待に応えて的確に検察権を行使するべく、常に冷静沈着、積極果敢な指揮指導を重ねられたのみならず、社会・経済諸情勢の変化に即応して検察がその使命を果たすための基盤となる様々な組織改革や職員に対する啓発・育成にも、高い見地から卓越した指導力を発揮されたのであります。

検事総長御退官後は、弁護士として御活躍になる一方で、法務省特別顧問、財団法人国際民商事法センター理事長として法務行政の円滑な運営のための指導に貢献されただけでなく、我が国の行うアジア諸国に対する法整備支援の充実と発展に尽力されるなど、国内外の多方面にわたって幅広い活動を続けられ、その間、平成13年11月には、多年にわたり法秩序の維持と法務行政の向上に貢献された御功績により、勲一等瑞宝章授与の栄に浴されました。

先生は、緻密かつ大胆、厳格なお仕事ぶりの反面、周りの人々を温かく包み込むような穏やかで暖かみのあるお人柄であられました。常に絶やされることのない穏やかな笑顔は、先生と職場を共にした私ども一人一人の胸に懐かしい思い出として残っております。

そのような先生が、まだまだお元気にご活躍され、私ども後輩に素晴らしい検察の先達としての範を示していただけるものと期待しておりましたのに、まさに突然御逝去されたことは、誠に痛恨の極みでありまして、哀惜の情、胸に迫るものを覚えます。

ここに、在りし日の先生の温容と優れた御業績を偲びつつ、謹んで哀悼の意を表し、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の御安泰を念じまして、弔辞といたします。

平成24年1月21日

検事総長 笠間 治雄

故岡村泰孝先生を偲んで

財団法人国際民商事法センター理事長
元検事総長・弁護士 原 田 明 夫

当財団特別顧問岡村泰孝さんのご逝去を悼み、心からお悔やみを申し上げるとともに、やすらかなご冥福をお祈りいたします。

故岡村泰孝先生は、検事として私の10年先輩に当たられ、検察の現場でも、また法務省における法務行政の中においても、長年にわたり数々の機会に直接・間接にご指導いただきましたことを心から懐かしく思い起こします。

検察の現場の決裁官としての先生は、部下検察官の捜査公判を常に沈着冷静に見守り、時に応じて必要な助言をしつつ、事案に即した最終処理に導いておられたことは誠に衆目の一致するところでした。私自身の経験でも、先生が東京地検特捜部長をして居られた30年も前のことですが、ある業務上横領告訴事件の捜査・処理にあたり、格別のご指導を頂いたことが印象的でした。

先生は、囲碁については法務検察部内で有数の腕前で、私も幾度となく4目程度置いて打って頂いたことが楽しい思い出です。先生の囲碁の打ち方は、まさに検察での仕事と同じく、緻密にして、堂々たる着実冷静なもので、下手に対しても決して無茶なこけおどしのような手を打たず、石の働きを楽しむ正攻法の打ち方でした。

岡村先生の検事・検事長・検事総長としてのご活躍ぶり、また、法務省の官房長、法務事務次官としての数々のご業績については周知のとおりです。

私は、先生が検事総長退官後、平成8年に設立された財団法人国際民商事法センターの初代理事長として約9年間お勤め頂いたご功績について申し上げ、後任の同センター理事長の立場で御礼申し上げたいと存じます。

法務省では、昭和37年刑事司法の分野で国連アジア極東犯罪防止研究所を設立し、アジア太平洋諸国における犯罪の予防と犯罪者の更生を図る目的で、刑事実務家を中心とする国際研修などを実施して、社会の発展を支える司法の実現を目指した国際協力を実践してきましたが、アジア諸国の経済社会の発展に伴い、民事・商事法の分野でも法整備への支援・協力が求められるに至りました。その経緯の中で、財界関係者からも、民間の協力を得て法整備支援等の国際貢献を図り、アジアの社会・経済の発展に寄与することが我が国としても必要であるとの認識が深まり、財団設立に至ったのですが、先生は、検事総長退官後、弁護士として社会秩序の適正な維持のために努められたほか、法務省特別顧問や法制審議会委員として法務省所管法律全般の立案に参画されるなど司法

全般にわたる見識を深められ、当財団の初代理事長に就任されました。

当財団は、先生の大所高所からのご指導を頂き、国際協力事業団（現在は国際協力機構）の無償援助実施の形で、法務省法務総合研究所国際協力部を始め、多くの法律実務家、大学の先生方の協力の下、ベトナム・カンボジアを始めとするアジア各国の法律実務家の研修・セミナーを実施するなど法整備支援事業を進め、多くの実績を作りました。また、経済発展を進める中国との間では、同財団は独自の事業として、中国国務院国家発展改革委員会との共催で、日中民商事法セミナーを財団設立後間もなく開始し、このセミナーは現在も年1回相互に開催して引き継がれ、日中の政府のみならず、民間企業・学者等の間でお互いに民商事法に関する理解と認識を深めるものとして高く評価されています。私は、先生が多くの関係者の協力によって始められたアジア諸国との間における「法の作用」に関する相互理解と尊重の実践が、アジアでの平和とそのための「法の支配」の実現にとって、将来益々誠に重要となる協働作業であることを覚えて、先生のご遺志を受け継ぎ、今後とも多くの関係者と共に努力いたしたいと念願しています。

先生は、お身体の不調を克服され、次第に体力も回復され、間もなく再びご温顔に接することが出来るものと楽しみに期待申し上げていました。突然のご訃報に接し、奥様を始め、御遺族の皆様のお悲しみはひとしおと存じます。

最後に、改めて心から先生のご冥福をお祈りいたします。

日輪の如くに

大阪大学法科大学院教授・弁護士
財団法人国際民商事法センター学術評議員
池田辰夫

元検事総長岡村泰孝先生は、平成23年12月22日享年82歳でご逝去なさいました。あまりにも突然のことで、信じられない思いでした。

先生は、「おひさま」そのものでした。圧倒的な輝き、含羞の美のこもった笑顔で、司法の世界を明るく温かく照らしてくださいました。孝悌の徳を備えられ、穏やかな光寿の慈しみを私どもにふりそそがれました。

岡村泰孝先生と初めてお会いしたのは、たしか赤坂にあります財団法人国際民商事法センター本部でした。先生はその初代の理事長でした。財団設立間もない頃です。立ち上がったばかりの財団としては、相応の役回りや組織としての認知に向けて、法務省を始めとした関係諸機関との間で、気の遠くなるほど多くの調整を必要とした時期でした。それらを精力的にこなしていかなければなりません。先生はそれでもいつもにこやかでした。本部は凜とした無駄のない空間で、その中ほどにある応接スペースに腰をおろされ、「いいんじゃないですか。やりましょう。」とってくださいました。とても朗らかに前向きに背中をぽんと押された感触が今も鮮烈に残っております。その頃の事務局は金子さんや相澤さんで、法務省赤煉瓦庁舎の一角で財団設立準備作業の時期から頑張っておられました。

ほどなく私は、法務省側から名前が挙がり、与党側（当時）推薦の参考人として衆議院法務委員会に呼ばれました。生まれて初めて議事堂の中に入りました。平成11年3月です。まだ、国際協力部は立ち上がっていません。そこで、そうした組織の必要性を含め、日本という国の進むべき道として、アジア諸国への法整備支援の意味合いを取り上げ、支援活動の拡充を強調しました。その後、関係各方面の深いご理解と真摯な積み重ねを経て、アジア諸国への法整備支援の司令塔ともいべき国の組織も、ようやくにして法務総合研究所に国際協力部として正式に産声を上げることになりました。平成13年4月のことでした。財団設立からは5年後ということになります。立ち上げ前には、鳥本さん（現、岐阜地方検察庁検事正）や榊原さん（現、旭川地方検察庁検事正）が頑張っておられた時期です。山下さん（現、国際協力部長）や野口さん（現、カンボジア特別法廷最高審裁判部判事）ともその頃でした。そのほか多くの志をお持ちの法務総合研究所所長を始めとする諸先輩がおられました。当時、元法務大臣・故三ヶ月章先生は財団特別顧問であられ、本当に多くのご縁を得ることができました。

平成 11 年秋には、第 16 回ローエイシア・ソウル大会に先生ご夫妻とご一緒させていただきました。財団事務局の相澤さんに万端のお世話を頂くなか、南大門そばにあった旧朝鮮総督府は取り壊され、当時は広場のようになっていますが、直ぐ近くにある博物館や南山山頂のテレビ塔などを見学しました。博物館にはさまざまな宝物などが陳列されているほか、旧朝鮮総督府と周辺市街地の模型が展示されていて、洋画家でもあるご令室様が子どもの頃、近くに住まわれておられたことなど懐かしく当時のご様子をお話しされて、先生も聞き入っておられたお姿など、昨日のように思い出されます。私ども夫婦も先生ご夫妻のあたたかいお人柄に触れ、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。

小雪が舞う本葬の際には、先生のにこやかなご遺影に最期のお別れを申し上げました。財団理事長の原田明夫先生にもご挨拶でき、また葬儀委員長を務められた笠間治雄検事総長ほかの皆様ともあらたな面識を得ることができました。

岡村泰孝先生、先生は私どもの心の中に永遠の存在として、今後とも法のあるべき姿についてさらにメッセージを発信し続けてくださるものと信じております。心からのご冥福をお祈り申し上げます。今後とも、末永く私どもの法整備支援活動を見守っていただきますようお願い申し上げます。

謹んでこの一文を先生の御霊（みたま）に捧げる次第です。

合掌

包容力の人 岡村泰孝先生

法務総合研究所

国際協力部長 山下輝年

イメージは一つ

日本の法整備支援で本格的な起草型支援は、カンボジアの民法・民事訴訟法に関するものです。そのカンボジア民法は2011年12月21日によりやく施行（彼の国では「適用」となりましたが、実に開始から12年を要しました（民事訴訟法は2007年から施行済み）。奇しくも施行日は私の誕生日であり、今後は毎年忘れずに祝うことができる・・・そう思っていた矢先、12月23日の天皇誕生日のことです。「12月22日に岡村泰孝先生が亡くなった」との訃報に接し、正に絶句しました。

私にとっての岡村先生は、法務検察時代と財団時代の二つ側面があります。財団というのは、民間の立場から法整備支援にかかわっている財団法人国際民商事法センター（ICCLC）であり、その理事長としての面です。今は原田明夫理事長ですから、初代理事長というべきかもしれませんが、当時知り合った関係上、「理事長」のほうがしっくりきます。特にカンボジア法整備支援は、財団の幹部はもちろん事務局のサポートなしには成し得なかったものです。この点については拙稿「唇歯輔車の関係～器を整える～」(本誌38号23頁以下)を参照してください。カンボジア民法・民事訴訟法の施行日を見届けるようにして逝去されたことには、やはり因縁を感じざるを得ません。

次の写真は、そのカンボジアのアン・ヴォン・ワッター司法大臣が来日し、ちょうどICCLCの10周年記念で一緒したときの写真です。一番左が岡村先生ですが、故三ヶ月章先生、原田理事長、星野英一先生ともども談笑されているときに写したスナップ写真であり、今となっては、非常に貴重な写真です。



2007年1月 ICCLC 創立10周年記念にて

次に、検察関係で言えば、任官年次が29年も違い、私が生まれる前から検事生活を始めておられます。したがって、初めてお会いしたときには、既に法務省の刑事局長であり、その後に法務事務次官、そして検事総長へとなられました。当然、私が検察現場にいる頃は会う機会が減多にないわけで、財団理事長としてのほうが身近に接する機会が多かったのです。実は、この4月で私が検事生活29年目に入りますので、時の流れを感じるというものです。

法務検察の外部の方々から見ると、法務検察と財団理事長という二つの面というのは、相当な違いがあると思われることでしょう。しかし、いずれの立場においても、岡村先生の人物像、イメージは一つです。それは、寛容の精神というか、トップに立つものとして、大きな、そして広い心で人を包み込み、皆に気持ちよく仕事をさせるというものです。私が直接経験した出来事を通して、その一端を御紹介いたします。

初会話は年休取得問題

初めてお会いしたのは、検事任官後3年目、1988年2月の検事一般研修のときだったと記憶していま

す。当時、岡村先生は法務省刑事局長でした。研修では、時間外に懇親会が立食で開かれるのですが、その席上でビールを飲みながら話す機会がありました。話題は、年次休暇の取得の話です。研修のカリキュラムの中でも、講義だったか座談会形式だったか、年次休暇取得の促進が語られていたのです。

当時は、土曜日半ドンであり（完全週休2日制は1992年5月から）、年休は10日を限度としてしか翌年に繰り越せなかった時代です（現在は20日繰り越し可）。年休取得が進まないと、翌年は30日の年次休暇があることとなります。検察の仕事が忙しいためか、それとも仕事の効率が悪いのか、はたまた休暇を取るのが憚られる組織文化であったのか、現実には年休取得が進まなかったのです。私自身はというと、実は検事2年目の1985年8月に連続3週間の休暇を取ったことがあります。日曜日はカウントされませんので、年次休暇にして16.5日です。今でこそ連続2週間の年休は珍しくはありませんが、当時の上司としては、よく許してくれたものだと思います。もちろん、1～2年先輩からは奇異の目で見られました。

そこで思いついたのは、当時は7月8日が夏季休暇期間であり、その8週間に検事や職員全員が年休を取ろうとするから無理が生じて休みも短くなる。これを1年間を通して自らが休める時期に分散させれば、皆それなりに年休取得が進むのではないかということです。特に、学齢期の子供がいない職員にとっては、盆暮れ正月・ゴールデンウィークをはずして休んだほうが何をしても安上がりでもあります。1年は52週あるわけですから、部署ごとに17人～26人以内なら、仮に一人連続2～3週間休んだとしても誰かがカバーでき、互いに負担なく回せるという発想です。

その懇親会の席で、立ちながら、このアイデアを岡村刑事局長（当時）に手短かに、しかし少しは熱を入れて話したのです。岡村刑事局長は、グラスを手にしながらか、少し背を丸めた感じで（私の身長が

低いためであろうが）、「うん、うん、なるほど」と頷きながら聞いてくれました。そして、「それは良いアイデアだね。しかし、頭の中では上手くいっても、現実にはね、ある一人が長期間休むと仕事が回らない部署もあるのでね、全国的にそういうことができるかという、結構、難しいところがあるので・・・」と答えてくれました。その話し方は、ゆっくりと噛んで含めるように話す感じであり、声も低いほうでしたので、聞いていて落ち着きのあるというか、安心感を与えるものでした。私が「そういうものですか」と呟くと、続けて、「でも、山下君は、ある意味で幸運だったかもしれない。連続で休める環境にあっても、上司の理解がないと取りにくいからね。そういう上司は増えていくと思うけど」とフォローしたのです。まるで当然のようにアイデアを語る私に対して、良い職場環境にあることにも気付くように、ということを伝えなかったのだろうと思います。全国を見渡さなければいけない立場で、個々の上司や職場環境、そして目の前の検事個人をも包み込む配慮を感じたものでした。

その後、二十数年間、法務検察の中で過ごしていますが、今でも夏季休暇期間中に（今は7月～9月）年休取得が集中することは変わりはないものの、連続の年休取得は珍しくなくなり、多くの上司が年休取得を奨励し実践しています。そして、同じようなアイデアを話してみるのですが、岡村先生のような回答をした先輩・後輩・同僚にはお目にかかっていません。それは検察現場でも年休取得が進んだからだと思いたいところです。

フィリピン研修生への推薦状（財団理事長として）

2000年4月から法整備支援に携わった際、ICCLCの理事長が、岡村元検事総長であることを知りました。元検事総長と言え、現場の検事からすれば、まず会うことがないのです。しかし、先ほどの年休の話をしたときの印象からして、近寄り難いという印象はありませんでした。当時は、まだ法整備支援

が始まって数年経過した程度であり、アジアから来日する研修生を囲んでの懇親会が必ずと言っていいほど、日程に組み込まれていました。そのようなときも、にこやかに、そして気さくに研修生に話しかけて談笑しておられたのです。当然、「元検事総長」と紹介されますので、研修生としては、光栄に感じている様子でした。もちろん、研修運営側の私たち職員にも「御苦勞さまですね」と、ねぎらってくださいました。

岡村理事長としてのエピソードと言えば、フィリピン研修を即座に思い出します。当時、JICA の ODA 事業だけではなく、他のファンドを使って法整備支援に貢献できないかということを探索していました。

私の前任者の野口元郎検事が、ちょうど2000年3月からアジア開発銀行（ADB）に出向しており、彼も法務総合研究所のために、その道を探してくれていたのです。彼は、今、カンボジアのクメールルージュ裁判の上級審判事を務めています。その彼から ADB 予算でフィリピン裁判官・書記官の研修プログラムを日本でやらないかという話が持ち込まれました。2001年初頭の話です。そこで ICCLC の協力を得て、実施することになり、2002年6月に3週間のプログラムを組んだのです。最高裁判所判事などの裁判官が中心であり、中には地裁の経験豊富な書記官もいました。全部英語の研修でしたが、田中嘉寿子教官の獅子奮迅の活躍で、無事に終え、大変ではありましたが、根っから陽気なフィリピン人気質のお陰で、愉快的気分にもなったものです。

それから2年後の2004年、私が国際協力部から東京地検に勤務していた時のことです。フィリピン研修員の一人から相談が舞い込みました。これも田中検事（当時は東京地検検事）を通じてなされたものでした。その研修員は Ms. Lelu P Contreras（ルル・P・コントレラス）さんで、ADB フィリピン研修当時はイリガ州裁判所書記官でした。ルルさんが日本で研究したくて本国で申し込んでいるが、「推薦

状を出してもらえないか。選考には推薦状が必要である」という相談でした。彼女は、確かに優秀であり、レポート作成にも貢献していたのですが、法務省や法務総合研究所、あるいは国際協力部が推薦状を出すことは考えられないのが実情です。しかし、過去の研修員に何もしてあげられないのでは鼎の軽重が問われると思い、ICCLC に相談することにしました。

もちろん、岡村理事長に推薦していただくわけです。フィリピン研修員の一人一人を覚えているはずがありません。そこで、当時の研修員名簿とレポートなど資料を準備して ICCLC の事務所を訪ね、岡村理事長にお会いして、応接ソファで対面して説明し始めました。資料を出して詳しく説明しようとする、岡村理事長が「ADB 研修で参加した人なんでしょう？ 問題のない人なんでしょう？」と言われるので、私が「はい、優秀な人でした」と答えると、「そういうことなら推薦状を書きましょう。いわば卒業生ですから、こういうときにでもお役に立たないとね」と仰ったのです。まさに二つ返事で承諾してくださり、これでルルさんの日本での研究は確実だと思いました。何しろ、推薦者としての略歴も書くわけで、日本の元検事総長という肩書ですから。その後、私たちのほうで推薦状の起案をし、再び岡村理事長を尋ね、署名をいただきました。岡村理事長が笑顔で手渡してくださったときには、心の底からの感謝でいっぱいでした。しかし、その瞬間から、元検事総長の推薦であるからこそ、重要な意味があると思うと、私自身としては「ルルさんが不合格になったらどうしようか」という一抹の不安がよぎったのです。それを見透かしたのか、「何事も楽観は禁物だけど、上手くいくといいね」と一言、声を掛けてくださいました。

それからは「上手くいく、上手くいかないわけがない」と自分に言い聞かせて、ルルさんに推薦状を送りました。その後、無事に合格して来日し、研究を終え、本国に戻った後には裁判官になったのです。

ルルさんは、2005 年になって来日し、その年の 10 月 6 日に岡村理事長を尋ねて御礼申し上げたのは言うまでもありません、その際には、昼食をご一緒したと聞いています。

このように、岡村理事長は、いつも研修員や教官に限らず、周囲の人に広く大きな気持ちで接してくださいました。一時、体調を崩され手術をしたこともあり、その後は体力的にも大変だったと思いますが、その姿勢は、全く変わることはなかったのです。

青山葬儀所でお別れ

2012 年 1 月 21 日(土)、冷たい雨が降る中で正午から、笠間検事総長が葬儀実行委員長となって、岡村先生の葬儀が厳かに、そしてしめやかに行われました。葬儀場には、テノールの貴公子・秋川雅史の「千の風になって」が流れる中、正面には満面の笑みを湛えた岡村先生の大きな写真がありました。胸に秋霜烈日の検察官バッジが目につきましたので、現役時代のものでしょう。そして、その下には、勲一等瑞宝章の表彰状と勲章、野田佳彦内閣総理大臣名義の正三位に叙する旨の「位記」、そして「天皇陛下」の表示がなされた供物台には「祭糝料」（さいしりょう）が飾られていたのです。祭糝料とは、本来は神前に捧げる供え物ですが、明治時代に天皇が葬儀の際に金員を下賜するようになり、戦後は勲位一等や文化勲章受賞者の際に下賜しているということです。この光景を目の当たりにした瞬間、改めてその偉大さに感銘を受けました。それは同時に、我々や海外研修生とも気軽に接して下さったことに対する感銘でもあります。

お世話になった一人として、岡村先生の御逝去は残念至極ではありますが、カンボジア民法施行を見届けて安らかに永眠されたことと思います。いつも周囲の人を包み込むような優しさを忘れることはありませんし、カンボジア民法の施行日(12月21日)、岡村先生の命日(12月22日)、天皇誕生日(12月23日)は、忘れ得ぬ時期となることを記しまして、

ここに改めて御冥福をお祈り申し上げます。

(2012 年 1 月 23 日記)

岡村理事長時代の追憶



1998 年 1 月 ベトナム司法省(ハノイ)にて



2000 年 11 月 ラオス研修員一行と



2000 年 11 月ラオス国会法務委員会委員長ケユーン氏と